

仕様書

1. 件名

としま健康チャレンジ！アプリ開発運用業務委託

2. 目的

区民の「健康寿命の延伸」を実現するためには、生活習慣病等の予防のための施策を重点的に推進していく必要がある。18歳以上の豊島区（以下、区）在住・在勤・在学の方を対象に健康無関心層を広く取り込みながら、個人の健康づくりに向けた意識改善及び行動変容を効果的に促していくことが重要と考える。

これらのことを踏まえ、現行のとしま健康チャレンジ！事業のインセンティブに関する部分を電子化し、ウォーキングなどの個人の健康づくり活動の取組に対しポイントを付与、一定のポイントを貯めるとインセンティブの交換が可能となる仕組みを構築することで個人の取組を喚起し、より多くの区民の健康保持・増進、ひいては健康寿命延伸に繋げていくことを目的とする。

なお、具体的には以下の達成に寄与することを目指す。

- (1) 健康づくり活動習慣の維持・向上
- (2) 運動実施率の向上
- (3) 生活習慣病有病率の低下
- (4) 健康寿命の延伸

3. 契約期間

契約確定日から令和8年3月31日まで。

以降、成績に応じ2回まで契約を更新する。（予定）

4. 履行場所

区指定場所（健康部地域保健課ほか）

5. 事業対象者

18歳以上の区在住・在勤・在学者。

なお想定利用者数は、令和7年度2,000名程度、令和8年度は4,000名程度、令和9年度は6,000名程度とする。

6. 業務委託内容

としま健康チャレンジ！アプリの導入、運用・保守及び事業の実施に伴う業務を行う。利用者の健康づくり活動の取組をポイント化し、インセンティブの交換が可能な仕組みを実現するスマートフォン（iOS、AndroidOS）対応アプリケーション、及び当該アプリケーションにより入手されるデータ等を管理するシステム（以下、「アプリ」と

いう)を開発またはパッケージソフトのカスタマイズを行い、利用者^①に無償で配布すること。

(1) アプリの導入

システム要求機能は、「【別紙1】システム要求機能一覧」のとおり。

※契約締結時には、双方協議のうえ、提案内容を踏まえた詳細な内容とすること。

(2) アプリの運用・保守業務

運用保守要件は、「【別紙2】システム運用保守要件一覧」のとおり。

※契約締結時には、双方協議のうえ、提案内容を踏まえた詳細な内容とすること。

(3) 事業の実施に伴う業務

業務要件は、「【別紙3】業務要件一覧」のとおり。

ア インセンティブ（協賛店）

①としま健康チャレンジ！応援団に登録されている各協賛店が用意するサービスと、ポイントとの交換については利用者および各協賛店が容易に理解、利用できる仕組みとすること。

②7年度については活用しないものの、将来的にはポイントの引換先として外部サービスを活用できるよう準備がなされていること。すでに稼働しているアプリで実績のある外部サービスがある場合は、その旨明示すること。

イ 研修の実施

区が利用者向け説明会を実施するため、開催に際してシステム操作研修等のフォローができること。また、スマートフォンのオペレーティングシステムのバージョンアップやアプリの操作性に影響を与えるような、大規模な改修がある場合は、事前に研修やフォローアップを実施すること。

ウ 問い合わせ対応

区が利用者からのアプリの登録や利用に関する問い合わせ対応ができるよう、詳細なマニュアルの作成を行うこと。また、スマートフォンのオペレーティングシステムのバージョンアップ等により最低動作要件が変更される場合や、それに起因するアプリの更新等があった際も、適宜マニュアルの更新等を行うこと。

エ 事業定例報告、事業効果分析及び報告

本件業務の履行に当たって、進捗状況、課題管理、運用管理に関する情報等を区に対し定期的に報告すること。また、年度末に事業効果分析及び報告を行うこと。その他、必要に応じて打合せを実施すること。

なお、報告内容は以下のとおり。

(ア) 利用者数

(イ) アプリのアクティブ率

(ウ) インセンティブの交換状況

(エ) システム障害・トラブル対応件数及び内容

(オ) アンケート集計結果 など

7. 要員

受託者は、本契約を受託するに当たって必要な要員を確保し、その実施体制等について事前に区の承認を受けることとする。

(1) 従事者名簿提出

受託者は、本件業務に従事する受託者の従業員及びその他の者（以下、「要員」という。）の組織名・担当者名を記入した名簿を区に提出し承認を得ることとする。

(2) 要員異動

受託者は、契約期間内に受託者の要員が異動する場合、本件業務に影響が生じない範囲で要員を交代させることができる。

(3) 身分証携行

受託者は、区施設内では身分を証明するものを携行しなければならない。また、区の施設への出入りに際しては、区が指定する庁舎管理規則に従わなければならない。

(4) 要員責務

受託者は、本件業務の履行にあたる要員の行為に対し一切の責務を負うものとする。

(5) 健康管理

受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状況を把握し、業務に支障がないようにすること。

8. 議事録

定例報告、事業効果分析、その他業務に関する打合せ等を実施した場合、受託者が議事録を作成し区へ提出すること。

9. 納品物

No.	物品名	数量	納期
1	プロジェクト計画書	1部	契約後2週間以内
2	プロジェクト体制図	1部	契約後2週間以内
3	としま健康チャレンジ! アプリ要件定義書	1部	令和8年3月31日
4	としま健康チャレンジ! アプリ基本設計書 又は詳細設計書	1部	令和8年3月31日
5	としま健康チャレンジ! アプリ	1式	令和8年3月31日
6	としま健康チャレンジ! アプリ操作手順書	1部	令和8年3月31日
7	検証結果報告書	1部	令和8年3月31日
8	作業完了報告書	1部	令和8年3月31日
9	定例報告資料(報告書、議事録)	1式	会議開催後5日以内

1、2、9については、上記とは別に令和8年3月31日を納期とし、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)の形式で1部提出すること。

3、4、6、7、8については、文書納品にあわせ電子媒体(CD-RまたはDVD-R)

の形式で1部提出すること。

また、3、4、6、7については、必要があれば年度中随時、受託者は区に概要版を提出すること。納品期限は区と受託者の協議で定め、文書納品に併せて電子媒体（CD-RまたはDVD-R）の形式で1部提出すること。

(1) 電子ファイルの納品形態

電子媒体に格納し納品する電子ファイルは、原則としてPDF形式とする。ただし、区
の要請により別形式とする場合については、双方協議の上で決定する。

(2) 納品場所

健康部地域保健課保健事業グループ

10. 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

11. 留意事項

- (1) 委託業務の一部を第三者に委託もしくは委託に準じた作業を依頼（以下「再委託」という。）する場合は、書面により区の承諾を得ること。
- (2) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (4) 受託者は、本委託に基づき知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、個人情報の取扱い遵守状況について、完了までに1回は報告する。なお、個人情報の取り扱いについては、「【別紙4】個人情報特記事項」を遵守すること。
- (5) 区が納品物に契約不適合箇所を発見し、当該納品物の引渡完了日から起算して12か月以内に受託者にその旨を通知した場合には、受託者は、当該契約不適合箇所を無償で修補するものとする。
- (6) アプリの導入及び運用に必要となる費用の全て（電話回線利用料、ネットワーク通信利用料、サーバや端末等の費用等）は、受託者の負担とする。なお、回線種別は不問とする。
- (7) アプリの設置場所及び委託業務で必要となる作業場所等は、全て受託者の責において確保すること。
- (8) 受託者の責によるアプリの導入の遅れや品質不適合等によるリスクについては、受託者のリスク負担とする。
- (9) 本契約の履行に当たって自動車を使用する場合は、自動車の種類はディーゼル自動車以外の自動車（天然ガス車、LPG車、ガソリン車等）又は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に適合するディーゼル自動車を使用すること。
なお、ディーゼル自動車を使用する場合は、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた

場合には、速やかに提示又は提出すること。

また、業務履行、書類提出、打合せ等で本庁舎に来庁する場合の駐車場に掛かる費用については受託者の負担とする。

- (10) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年条例第 86 号）を遵守し、また、豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 5 月 31 日施行）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (11) 本契約の履行に当たっては、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」、「豊島区男女共同参画推進条例」及び「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を踏まえ、性自認及び性的指向に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (12) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状況を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (13) 監督員（豊島区）は、履行状況を確認するとともに必要な監督を行うものとする。
- (14) 契約締結後、業務計画書を作成し業務着手前に区に提出すること。
- (15) 本件の解釈について疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定める。

豊島区健康部地域保健課
保健事業グループ 中島・杉山・横田
TEL 03-3987-4660 FAX 03-3987-4110